

516

## 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律(抜粋)

公 布 一九九六年(平成八年)六月四日(法律第七六号)  
施行 一九九六年(平成八年)七月二〇日  
最終改正 二〇〇一年(平成十三年)六月二十九日(法律第九一号)

**第一条(趣旨)** この法律は、海洋法に関する国際連合条約に定める権利を的確に行使することにより海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等について必要な措置を定めるものとする。

**第二条(定義)** この法律において「漁業」とは、水産動植物の採捕又は養殖の事業(漁業等付随行為を含む)をいう。

2 この法律において「漁業等付随行為」とは、水産動植物の採捕又は養殖に付随する探索、集魚、漁獲物の保蔵又は加工、漁獲物又はその製品の運搬、船舶への補給その他これらに準ずる行為で農林水産省令で定めるものをいう。

3 この法律において「探索」とは、水産動植物の採捕に資する水産動植物の生息状況の調査であつて水産動植物の採捕を伴わないものをいい、「探査」とは、探索のうち漁業等付随行為に該当しないものをいう。

4 この法律において「外国人」とは、次に掲げるものをいう。

一 日本の国籍を有しない者。ただし、適法に我が国に在留する者で農林水産大臣の指定するものを除く。

二 外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの又は外国法に基づいて設立された法人その他の

団体

**第三条(排他的経済水域における外国人の漁業等に関する法の適用)** 外国人が我が国の排他的経済水域(以下単に「排他的経済水域」という)において行う漁業、水産動植物の採捕(漁業に該当するものを除き、漁業等付随行為を含む。以下同じ。及び探査(以下この条において「排他的経済水域における外国人の漁業等」という)に関しては、この法律の定めるところによる。

2 排他的経済水域における外国人の漁業等に関しては、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律(平成八年法律第七四号)第三条第一項の規定にかかわらず、政令で定める法律(これに基づく命令を含む)の規定は適用しない。

3 排他的経済水域における外国人の漁業等に関する法令の適用に関する技術的読替えについては、政令で必要な規定を設けることができる。

**第四条(漁業等の禁止)** 外国人は、排他的経済水域のうち次に掲げる海域(その海底を含む。以下「禁止海域」という)においては、漁業又は水産動植物の採捕を行つてはならない。ただし、その水産動植物の採捕が農林水産省令で定める軽易なものであるときは、この限りでない。

一 領海及び接続水域に関する法律(昭和五十二年法律第三〇号)附則第二項に規定する特定海域である海域(我が国の基線(同法第二条第一項に規定する基線をいう。以下この号において同じ)から、いずれの点をとつても我が国の基線上の最も近い点からの距離が二海里である線までの海域に限る)。

二 海洋生物資源の保護又は漁業調整のため必要な海域として農林水産大臣の定める海域

2 外国人は、禁止海域(前項第一号の海域に限る)においては、政令で定める場合を除き、漁獲物又はその製品を転載し、又は積み込んでならない。

**第五条(漁業等の許可)** 外国人は、排他的経済水域禁止海域を除く。次条第一項及び第二項、第八条並びに第九条において同じ。)においては、農林水産省令で定めるところにより、漁業又は水産動植物の採捕に係る船舶ごとに、農林水産大臣の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

一 その水産動植物の採捕が前条第一項ただし書の農林水産省令で定める軽易なものであるとき。

二 その水産動植物の採捕が第八条の承認を受けて行われるものであるとき。

三 その漁業等付随行為が第九条の承認を受けて行われるものであるとき。

2 農林水産大臣は、前項の許可をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その外国人に許可証を交付する。

3 第一項の許可を受けた外国人は、農林水産省令で定めるところにより、その行う漁業又は水産動植物の採捕に係る船舶にその旨を見やすいように表示し、かつ、当該船舶に前項の許可証を備え付けておかなければならない。

**第六条** 以下(略)